

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会  
会員に関する規則

規則第 2 号

(目的)

第 1 条 本規則は、「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」(以下「当団体」という。)定款第 8 条に基づき、入会金及び会費の額を定め、基本的事項を定めることを目的とする。

(会員の権利・義務)

第 2 条 会員は、本会の機関紙の配布を受け、本会の全国大会およびその他の事業に出席することができる。

2 正会員は、総会に出席し意見を述べることができる。また、本会の主催する事業活動に参加することができる。

3 準会員、賛助会員は本会の主催する事業活動への協力を努める。

(入会金)

第 3 条 定款第 8 条に規定する入会金は当面不要とする

(会費)

第 4 条

定款第 8 条に規定する会費は次のとおりとする。

(1)正会員

個人会員 年会費 1 口 2 万円を 1 口以上

団体会員(当該団体会員数 20 人以下の団体)

年会費 1 万円(+寄付金)

(当該団体会員数 21 人以上 30 人以下の団体)

年会費 2 万円(+寄付

金)

(当該団体会員数 31 人以上 50 人以下の団体)

年会費 3 万円(+寄付金)

(当該団体会員数 51 人以上 100 人以下の団体)

年会費 4 万円(+寄付

金)

(当該団体会員数 101 人以上 300 人以下の団体)

年会費 5 万円(+寄付

金)

(2)準会員

年会費は無料

(3)賛助会員

年会費 1 万円を 1 口以上

2 年会費は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 までの 1 か年の会費をいう。

(会費の納入)

第 5 条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の時に納入する。

2 この団体の会員のうち団体入会 1 年未満の会員については、会員の实態を勘案し入会年度の会費の納入免除を考慮する。

3 前項については理事会にて決定する。

(委任)

第 6 条 本規則の規定に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第 7 条 本規則を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附則

本規則は、平成 30 年 6 月 24 日から施行する。